

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、その翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県条例第五号

個人の県民税に係る鳥取県税条例の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、昭和五十八年分の所得税に係る臨時特例措置に対応して昭和五十八年度分の個人の県民税に係る負担の軽減を図るための措置に相應する措置として、昭和五十九年度分の個人の県民税について特別の減税を行うため、鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の特例を定めるものとする。

(基礎控除額等の特例)

第二条 昭和五十九年度分の個人の県民税に係る鳥取県税条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第三十二条の三	同条第一項及び第三項から第九項まで	同条第一項及び第三項から第九項まで並びに個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律（昭和五十八年法律第六十八号。以下「臨時特例法」という。） 第二条第一項
第三十三条第二項	法第三十四条	法第三十四条及び臨時特例法第二条第一項
	同条第二項、第五項及び第九項	法第三十四条第二項、第五項及び第九項並びに臨時特例法第二条第一項

## 目 次

- ◇ 条 例
  - 例 個人の県民税に係る鳥取県税条例の臨時特例に関する条例
  - 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例
  - 鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例
  - 鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
  - 鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
  - 鳥取県団地営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例
  - 鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

## 条 例

個人の県民税に係る鳥取県税条例の臨時特例に関する条例をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十四條の二第一項の規定に基づき、鳥取県立農村総合研修所の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 農村指導者等の研修のための利用に供し、もつて農業の振興に資するため、鳥取県立農村総合研修所（以下「研修所」という。）を倉吉市に設置する。

(利用の許可)

第三条 研修所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(使用料の徴収)

第四条 研修所の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第六条 知事は、研修所の施設設備の保全及び利用者への応接に関する事務を鳥取県農業協同組合中央会に委託する。

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、研修所の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。  
別表（第四条関係）

区 分	金 額
第一研修室	一時間につき 五八〇円
第二研修室	一時間につき 四三〇円
第三研修室	一時間につき 四三〇円
第一演習室	一時間につき 二九〇円
第二演習室	一時間につき 一八〇円

第三演習室	一時間につき	二六〇円
農業情報室	一時間につき	七一〇円
会議室	一時間につき	二九〇円

備考

- 1 利用時間が一時間未満であるとき、又は利用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県条例第七号

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立農業大学校の設置及びそ

の管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 次代の農業を担い、指導的役割を果たし得る人材を養成するとともに、農業者等の研修を行い、もって農業の振興に資するため、鳥取県立農業大学校（以下「大学校」という。）を東伯郡関金町に設置する。

(課程及び修業年限)

第三条 大学校の課程及び修業年限は、次のとおりとする。

課 程	修 業 年 限
養成課程	二年
研修課程	知事が別に定める期間

(入校の許可)

第四条 大学校に入校しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(授業料の徴収)

第五条 大学校の養成課程に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。

2 前項の授業料の額は、年額六千円とする。

(授業料の減免)

第六条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、授業料を減免することができる。

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、大学校の管理に関する事項は、規

則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十七号中「農業経営大学校実習指導業務従事職員」を「農業大学校実習指導業務従事職員」に改める。

第三十三条の見出し中「農業経営大学校実習指導業務従事職員」を「

農業大学校実習指導業務従事職員」に改め、同条第一項中「農業経営大学校実習指導業務従事職員」を「農業大学校実習指導業務従事職員」に、

「農業経営大学校」を「農業大学校」に改める。

(鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県立農業経営大学校の項を削る。

第四条の表鳥取県立農業経営大学校の項を削る。

第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とする。

(鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例第二条の規定により設置された鳥取県立農業経営大学校に在学している者は、第三条に規定する養成課程に在

籍している者とみなす。

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の鳥取県立中小家畜講習所の項中「米子市」を「西伯郡西伯町」に改める。

第四条の表の鳥取県立畜産講習所の項及び鳥取県立中小家畜講習所の項中「一年」を「一年以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県団地管土地改良事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

鳥取県団体管土地改良事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県団体管土地改良事業助成条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とする。

附 則

1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 昭和五十九年四月一日前に改正前の鳥取県団体管土地改良事業助成条例の規定により補助金の交付を受けている開拓道路補修事業に係る補助金については、なお従前の例による。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「者」の下に「（鳥取県立布勢総合運動公園の第一補助競技場又は第二補助競技場を一般利用の方法で利用しようとする者を除く。）」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条の二関係）

名 称	公 園 施 設
鳥取県立布勢総合運動公園	陸上競技場 野球場 第一補助競技場 第二補助競技場
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園	あやめ池スポーツセンター テニスコート アーチェリ場

別表第四を次のように改める。

別表第四（第八条関係）

一 施設使用料











備考

一 利用時間若しくは利用期間が一時間未満若しくは一月未満であるとき、又は利用時間若しくは利用期間に一時間未満若しくは一月未満の端数があるときは、一時間又は一月として計算するものとする。

二 鳥取県立布勢総合運動公園の野球場若しくは第一補助競技場若しくは鳥取県立東郷湖羽合臨海公園のテニスコート若しくはアーチェリー場を利用する場合において夜間照明をしたとき、又は鳥

施設名	利用種別	利用料		備考
		入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	
アーチェリー場	トレーニングルーム	児童又は中学校の生徒	一人一回につき	一五、〇〇〇円
		高等学校の生徒	一人一回につき	二二、一〇〇円
	学生又は一般人	一人一回につき	三九、〇〇〇円	
	専用利用	一時間につき	四五〇円	
	研修室	一時間につき	四〇〇円	
	カヌー艇庫	一艇一月につき	八二〇円	
テニスコート	コート一時間につき	二〇〇円		
	一射場一時間につき	二五〇円		

取県立東郷湖羽合臨海公園のあやめ池スポーツセンターの体育室を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

二 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

附 則

この条例中別表第四の改正規定のうち鳥取県立東郷湖羽合臨海公園に関する部分は昭和五十九年四月一日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。